

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5309315号  
(P5309315)

(45) 発行日 平成25年10月9日(2013.10.9)

(24) 登録日 平成25年7月12日(2013.7.12)

(51) Int.Cl.		F I	
<b>B 6 5 D</b>	<b>83/08</b>	<b>(2006.01)</b>	B 6 5 D 83/08 G
<b>A 4 5 D</b>	<b>44/22</b>	<b>(2006.01)</b>	A 4 5 D 44/22 Z
<b>A 4 5 D</b>	<b>44/12</b>	<b>(2006.01)</b>	A 4 5 D 44/12 C
<b>A 6 1 K</b>	<b>8/02</b>	<b>(2006.01)</b>	A 6 1 K 8/02
<b>A 6 1 Q</b>	<b>1/00</b>	<b>(2006.01)</b>	A 6 1 Q 1/00

請求項の数 21 (全 19 頁)

(21) 出願番号	特願2009-139481 (P2009-139481)	(73) 特許権者	595118010
(22) 出願日	平成21年6月10日(2009.6.10)		中村 興司
(65) 公開番号	特開2010-285176 (P2010-285176A)		大阪府大阪市東淀川区西淡路6丁目3番4
(43) 公開日	平成22年12月24日(2010.12.24)		1号 株式会社タイキ淡路工場内
審査請求日	平成24年4月16日(2012.4.16)	(74) 代理人	100105061
			弁理士 児玉 喜博
		(74) 代理人	100150681
			弁理士 佐藤 莊助
		(74) 代理人	100162396
			弁理士 山田 泰之
		(72) 発明者	中村 興司
			大阪府大阪市東淀川区西淡路6-3-4 1
			株式会社タイキ淡路工場内
		審査官	柳本 幸雄

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ポップアップ式のバックシート包装体

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

顔形状に形成されたバックシートを使用時に展開できるように折り畳み、その折り畳まれたバックシートを上下に複数枚積層してなる積層体を、上面に開閉自在な取り出し口を有する包装容器で包装したポップアップ式のバックシート包装体であって、前記積層体の最上位のバックシートが顔形状の上端部両端にその上端部先端より上方に突出した摘み部を備え、横方向にZ折りに折り畳まれ、その後縦方向に折り畳まれ、その折り畳まれたバックシートの上記摘み部が前記取り出し口から摘み上げられる位置に置かれて折り畳まれており、前記積層体の他のバックシートが上記積層体の最上位のバックシートと同様にして折り畳まれており、各折り畳まれたバックシートの折り畳み上部が上方の折り畳まれたバックシートの折り畳み下部に載置されていることを特徴とするポップアップ式のバックシート包装体。

【請求項2】

前記顔形状に形成されたバックシートの形状が顔全体形状であることを特徴とする請求項1に記載のポップアップ式のバックシート包装体。

【請求項3】

前記縦方向に折り畳まれたバックシートがZ折りであることを特徴とする請求項2に記載のポップアップ式のバックシート包装体。

【請求項4】

10

20

前記パックシートの折り畳み上部がその上のパックシートの折り畳み下部と折り畳み中間部に挟まれた状態で積み重ねられて積層体を形成していることを特徴とする請求項 3 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 5】

前記摘み部の先端部が重なった又は左右に離れた状態にあることを特徴とする請求項 2 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 6】

前記取り出し口から摘み上げられる位置に置かれて折り畳まれている摘み部が折り畳み中間部の縦中央にあることを特徴とする請求項 2 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

10

【請求項 7】

前記摘み部がその基部に折り曲げ線が設けられており、その長さが折り曲げ線で折り曲げられたときに目尻の位置に届く長さであることを特徴とする請求項 2 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 8】

前記横方向に Z 折りに折り畳まれたパックシートが、前記摘み部がさらに頭上に向かって折り返されていることを特徴とする請求項 7 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 9】

前記顔全体形状の摘み部がその先端部の左側又は右側の何れか一つに目印を形成することを特徴とする請求項 2 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

20

【請求項 10】

前記顔形状に形成されたパックシートの形状が上半部形状又は下半部形状であることを特徴とする請求項 1 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 11】

前記縦方向に折り畳まれたパックシートが谷折りであることを特徴とする請求項 10 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 12】

前記パックシートの折り畳み上部がその上のパックシートの折り畳み上部と折り畳み下部に挟まれた状態で積み重ねられて積層体を形成していることを特徴とする請求項 11 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

30

【請求項 13】

前記摘み部の先端部が重なった又は左右に離れた状態にあることを特徴とする請求項 10 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 14】

前記上半部形状の摘み部がその基部に折り曲げ線が設けられており、その長さが折り曲げ線で折り曲げられたときに目尻の位置に届く長さであることを特徴とする請求項 10 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 15】

前記上半部形状の摘み部がその先端部の左側又は右側の何れか一つに目印を形成することを特徴とする請求項 10 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

40

【請求項 16】

前記下半部形状の摘み部がその両先端部に目印を形成することを特徴とする請求項 15 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 17】

前記摘み部の重なった取り出し部が前記包装容器の取り出し口から摘み上げられる位置に置かれていることを特徴とする請求項 1 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 18】

前記顔全体形状のパックシートを取り出した後のパックシートの摘み部の重なり部が、

50

取り出し口から摘み上げられる位置に置かれ浮いた状態にあることを特徴とする請求項 1 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 19】

前記上半部形状又は下半部形状のパックシートを取り出した後のパックシートの摘み部の重なり部が、取り出し口から摘み上げられる位置に置かれ浮いた状態にあることを特徴とする請求項 1 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 20】

前記取り出し部が摘み上げられることで、付着力より大きい摩擦力により次の摘み部が前記折り畳み下部から分離すると同時に取り出し口の形状となり、浮いた状態で折り畳み中間部又は折り畳み下部に載置され、そして、前記摘み部を左右方向に引っ張る張力が粘着力よりはるかに大きく働くことを特徴とする請求項 1 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【請求項 21】

前記包装容器がフィルム製の包装袋又はプラスチック製容器であることを特徴とする請求項 1 に記載のポップアップ式のパックシート包装体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、目尻等を含む顔の上半部、口元等を含む顔の下半部や顔全体に潤いを与える、スキンケア化粧品として使用されるパックシートが多数枚積層されたポップアップ式のパックシート包装体に関し、詳しくは、パックシートをポップアップ式に取り出せるように積層したポップアップ式のパックシート包装体に関する。

【背景技術】

【0002】

パックシートは、美容液・化粧水等の化粧成分を浸透させたシートを目元、目尻、鼻部、口元のようなポイント部や、顔の下半部、上半部、あるいは顔全体に密着状態となるように貼り付けることで、顔の一部や顔全体の美容効果を得るもので、顔の一部をケアするためのパックシートの包装体は、以下に示す特許文献が知られている。

【0003】

従来顔の一部を覆うためのパックシートは、パック用化粧液の吸収含浸後においては、パックシート相互の間で、そして、パックシートとその包装容器や包装袋との間で付着が生じ易いために、一枚ずつの取り出しが困難であり、また、パックシートそれ自体の密着性のために二つ折り状態での収納は不可能なことであるという問題を解決するために、パック化粧液を吸収含浸せしめた非可憐性シート両面に、丸味を呈した二つ折り屈曲部形成用可撓性合成樹脂フィルムを積層せしめ、当該屈曲部を上部にして容器に収納して取り出し性を向上する二つ折り収納用パックシート体が提案されている（特許文献 1 参照）。

【0004】

そして、上記問題を複数枚の不織布の積層体が折りたたまれてなる基材に、化粧水が不織布基材の質量に対して 4 ~ 11 倍含浸され、該積層体を折りたたんだ折り目を外側にし、ポリプロピレン製の容器に配列収納することで解決した化粧水シート積層包装体が提案されており、上記化粧水シートは化粧水含浸シートとしてパッキングに使用した後、該化粧水含浸シートを構成する複数枚の不織布を剥離して、部分的パックに使用することができ、使用性に優れるものである（特許文献 2 参照）。

【0005】

次に、顔全体のパックシートの背景技術を述べる。顔全体のパックシートは不織布、紙等の吸水性の高いシート体を素材とし、これに化粧液を含浸させたもので、パックシートを顔に当てたときに、顔面に対するパックシートの密着性を良くするために、パックシートの目、鼻に対応する部分に切り込みを形成すると共に、外周部分に周方向に所定の間隔において複数本の切り込みを放射状に形成し、更に口に対応する部分に開口を形成されたものが用いられており、包装袋に 1 枚のパックシートを折り畳んで収納するパックシート

10

20

30

40

50

包装体を形成する、又は、包装袋とパックシートと一緒に折り畳んでパックシート包装体を形成する以下に示す特許文献が知られている。

【0006】

包装袋に1枚のパックシートを折り畳んで収納するパックシート包装体を形成する折り畳み構造として、使用時の展開性を意図したフェイスパックマスク（パックシートに相当）が知られている。従来のパックシートの折り畳み構造は、3枚重ねで逆Z字状に折り畳まれた状態で包装袋に収納されており、使用時に包装袋から取り出してフェイスパックマスクに備えられた摘みを左右方向に引っ張って横方向に展開するとき、その引っ張りに対する抵抗が強く、強く引っ張り過ぎると、目、鼻、口などの開口部、切り込み部などから簡単に破れることもあって、展開操作が非常に困難である。上記フェイスパックマスクの折り畳み構造は、フェイスパックマスクの左領域が、縦の折り曲げ線で、中央領域の左半分の上面に内折りをした後に外折りをして折り畳み、右領域が、縦の折り曲げ線で、中央領域の右半分の上面に内折りをした後に外折りをして折り畳み、外折りの左端部と右端部を内折りの外縁部よりも左右方向にそれぞれ突出させると共に、この折り畳み後に、横の折り曲げ線で、2つ重ねで折り畳む構造を備えることで、上記問題を解決したフェイスパックマスクの折り畳み構造が提案されている。前記フェイスパックマスクは、その外周縁よりも突出した左右端部が摘みとして形成されており、その左右端部を左右方向に軽く引っ張るだけで、展開操作を容易に行えることが説明されている（特許文献3参照）。

10

【0007】

また、他の展開操作が容易に行えるフェイスマスクとして、フェイスマスクの耳周縁部に外方に突出した少なくとも2つの摘み部を形成したものが提案されている。上記フェイスマスクは、上記摘み部の近傍上部に水平方向に設けた折り畳み線で、フェイスマスクの上部を手前側に折り返し、フェイスマスクに横方向をほぼ3等分する折り畳み線で手前側に折り返した後に、裏側へ折り畳まれ3枚重ねとなるZ折り構造としたシート状物であり、そのシート状物の周縁部に外方に突出した摘み部を少なくとも2つ有し、該摘み部がほぼ対向する位置に設けられている。この両摘み部を左右方向に引っ張るだけで展開操作を容易に行えることが説明されている（特許文献4）。

20

【0008】

次に、包装袋とパックシートと一緒に折り畳んでパックシート包装体を形成する特許文献の例として、フェイスマスク（パックシートに相当）は、上記した展開操作が非常に困難な問題に対して、パック用シート（1）の内端部を包装フィルム（13）の内端側で包むと共に、前記パック用シート（1）とその外側の前記包装フィルム（13）とを複数箇所の折り線（14）（15）に沿って偏平状に折り畳み、前記パック用シート（1）に対して前記折り線（14）（15）方向の両側で前記包装フィルム（13）をシールし且つ前記包装フィルム（13）の外端側をその内側の前記包装フィルム（13）にシールして、前記包装フィルム（13）により前記包装袋（10）を形成することで解決したパック用シート包装体が提案されている（特許文献5参照）。

30

【0009】

そして、フェイスマスクを略直交する2方向の縦方向、横方向の折り目で複数回二つ折りを繰り返して適当な大きさにした後、その折り畳み状態のフェイスマスクを上下に複数枚積層して積層体を構成し、その積層体を保形容器又は包装袋により包装するフェイスマスク包装体が提案されている（特許文献6参照）。

40

【0010】

更に、ウェットシートのポップアップ式の積層包装体として、ウェットティッシュの積層包装体が良く知られているが、例えば、ウェットティッシュの包装体はそのサイズが小さく、またエタノール等の殺菌剤を含有する低粘度の含浸液が用いられているので、ウェットティッシュを上下シートの重なり部分を設けてポップアップ式に積層して、ポップアップされたウェットティッシュの端部を引き上げさえすればよくウェットティッシュを展開操作する際に問題が発生することはない（特許文献7、8参照）。

【先行技術文献】

50

## 【特許文献】

## 【0011】

- 【特許文献1】実公平02 - 38673号公報
- 【特許文献2】特開2008 - 150317号公報
- 【特許文献3】特開2006 - 42981号公報
- 【特許文献4】実用新案登録第3072027号公報
- 【特許文献5】特開2006 - 224974号公報
- 【特許文献6】特開2009 - 78828号公報
- 【特許文献7】特開平08 - 318977号公報
- 【特許文献8】特開2003 - 135305号公報

10

## 【発明の概要】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0012】

特許文献1及び2に示した顔の一部のバックシートは、顔の目尻、顎等の小さい領域をバックするもので、顔の上半部、顔の下半部や顔全体のように大きい領域をバックするものではないので、2つ折りにした状態で積層せしめて容器に収納して取り出すことができるが、大きい領域をバックするバックシートをそのような状態で積層せしめて容器に収納すれば、面積が大きいためにバックシート相互の間で付着が生じ易く、一枚ずつの取り出しが困難となり取り出すことができないものである。

20

## 【0013】

特許文献3～5に示した顔全体のバックシートは、1枚のバックシートを個別収納するものであって、複数枚のバックシートを積層して集積収納するバックシート包装体ではないために、1枚のバックシートを使用する度に1枚の包装袋を廃棄することとなり、現状では2倍の廃棄物を処理する必要があるが生じている。また、フェイスマスクの周縁部に外方に突出した2つの摘みが形成されていることで、左右方向に引っ張るだけで展開操作が容易に行えるとされているが、該摘みがフェイスマスクの縦方向のほぼ中央の位置に設けられているために、フェイスマスクの上顔の部位と下顔の部位が重なった状態で引っ付いたまままで分離が困難な場合もある。

そして、特許文献6に示したウエットティッシュ包装体は、特許文献3～5に示した顔全体のバックシートと異なり、複数枚積層して積層体を構成しているので、内容物を使い切るまでは包装袋を廃棄する必要はないが、縦方向、横方向の折り目で複数回二つ折りを繰り返していることから、展開操作を行うのに容易にできない恐れがある。

30

## 【0014】

それ故に、本発明の課題は、バックシートを廃棄物となる包装袋に個別に収納せずに積層せしめた状態で一つの容器に集積状態で収納することができ、使用時には積層せしめた状態であってもバックシートを一枚ずつ分離して取り出す操作を容易に行うことができ、その後の展開操作も引き続きワンタッチで容易に行うことができる利便性の高いポップアップ式のバックシート包装体を提供することである。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0015】

本発明者は、上記課題を解決するために、鋭意研究に努めた結果、本発明のポップアップ式のバックシート包装体を完成したものである。

即ち、上記課題を解決するために、請求項1に係る発明のポップアップ式のバックシート包装体は、顔形状に形成されたバックシートを使用時に展開できるように折り畳み、その折り畳まれたバックシートを上下に複数枚積層してなる積層体を、上面に開閉自在な取り出し口を有する包装容器で包装したポップアップ式のバックシート包装体であって、前記積層体の最上位のバックシートが顔形状の上端部両端にその先端より上方に突出した摘み部を備え、横方向にZ折りに折り畳まれ、その後に縦方向に折り畳まれ、その折り畳まれたバックシートの上記摘み部が前記取り出し口から摘み上げられる位置に置かれて折り畳まれており、前記積層体の他のバックシートが上記積層体の最上位のバックシ-

40

50

トと同様にして折り畳まれており、各折り畳まれたパックシートの折り畳み上部が上方の折り畳まれたパックシートの折り畳み下部に載置されていることを特徴とする。

同様に、請求項 2 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記顔形状に形成されたパックシートの形状が顔全体形状であることを特徴とする。

請求項 3 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記縦方向に折り畳まれたパックシートが Z 折りであることを特徴とする。

請求項 4 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記パックシートの折り畳み上部がその上のパックシートの折り畳み下部と折り畳み中間部に挟まれた状態で積み重ねられて積層体を形成していることを特徴とする。

請求項 5 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記摘み部の先端部が重なった又は左右に離れた状態にあることを特徴とする。

10

請求項 6 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記取り出し口から摘み上げられる位置に置かれて折り畳まれている摘み部が折り畳み中間部の縦中央にあることを特徴とする。

請求項 7 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記摘み部がその基部に折り曲げ線が設けられており、その長さが折り曲げ線で折り曲げられたときに目尻の位置に届く長さであることを特徴とする。

請求項 8 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記横方向に Z 折りに折り畳まれたパックシートが、前記摘み部がさらに頭上に向かって折り返されていることを特徴とする。

20

請求項 9 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記顔全体形状の摘み部がその先端部の左側又は右側の何れか一つに目印を形成することを特徴とする。

請求項 10 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記顔形状に形成されたパックシートの形状が上半部形状又は下半部形状であることを特徴とする。

請求項 11 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記縦方向に折り畳まれたパックシートが谷折りであることを特徴とする。

請求項 12 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記パックシートの折り畳み上部がその上のパックシートの折り畳み上部と折り畳み下部に挟まれた状態で積み重ねられて積層体を形成していることを特徴とする。

請求項 13 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記摘み部の先端部が重なった又は左右に離れた状態にあることを特徴とする。

30

請求項 14 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記上半部形状の摘み部がその基部に折り曲げ線が設けられており、その長さが折り曲げ線で折り曲げられたときに目尻の位置に届く長さであることを特徴とする。

請求項 15 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記上半部形状の摘み部がその先端部の左側又は右側の何れか一つに目印を形成することを特徴とする。

請求項 16 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記下半部形状の摘み部がその両先端部に目印を形成することを特徴とする。

請求項 17 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記摘み部の重なった取り出し部が前記包装容器の取り出し口から摘み上げられる位置に置かれていることを特徴とする。

40

請求項 18 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記顔全体形状のパックシートを取り出した後のパックシートの摘み部の重なり部が、取り出し口から摘み上げられる位置に置かれ浮いた状態にあることを特徴とする。

請求項 19 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記上半部形状又は下半部形状のパックシートを取り出した後のパックシートの摘み部の重なり部が、取り出し口から摘み上げられる位置に置かれ浮いた状態にあることを特徴とする。

請求項 20 に係る発明のポップアップ式のパックシート包装体は、前記取り出し部が摘み上げられることで、付着力より大きい摩擦力により次の摘み部が前記折り畳み下部から分離すると同時に取り出し口の形状となり、浮いた状態で折り畳み中間部又は折り畳み下

50

部に載置され、そして、前記摘み部を左右方向に引っ張る張力が粘着力よりはるかに大きく働くことを特徴とする。

請求項 21 に係る発明のポップアップ式のバックシート包装体は、前記包装容器がフィルム製の包装袋又はプラスチック製容器であることを特徴とする。

【発明の効果】

【0016】

本発明のポップアップ式のバックシート包装体は、複数枚のバックシートが積層されて集積体を形成し、この集積体が一つの包装体内部に収納されているので、従来のようにバックシートを個別に包装した包装袋を全て廃棄する必要がなく、二酸化炭素の低減に寄するものである。

10

また、本発明のポップアップ式のバックシート包装体は、使用時に各バックシートの摘み部の取り出し部が、取り出し口の視認しやすい位置に配置され、その取り出し部を摘み上げることで、次のバックシートも引っ張り上げられてその取り出し部が、取り出し口から摘み上げられる位置に置かれ浮いた状態で置かれるので、積層せしめた状態であっても一枚ずつ分離して取り出す操作が容易であるという格別の効果を奏する。

【0017】

そして、前記ポップアップ式のバックシート包装体の各々のバックシートの摘み部は、顔形状の上端部両端にその上端部先端より上方に突出して設けられており、且つ、バックシートが横方向に断面視でZ字状のZ折りに折り畳まれていることで、該摘み部を左右方向に引っ張る張力が作用すると、シート重なり部の粘着力よりはるかに大きく働くので、折り畳まれたバックシートを横方向に展開する操作が容易であるという格別の効果を奏する。

20

更に、前記ポップアップ式のバックシート包装体の顔全体形状及び上半部形状の摘み部は、折り曲げ線で折り曲げられたときに目尻の位置に届く長さであるので、目尻にパック用化粧液を含浸しやすくなるという格別の効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【0018】

【図1A】バックシートを上下に複数枚積層してなる積層体を気密性のあるフィルム製の包装袋に収納したバックシート包装体の斜視図である。

【図1B】バックシートを上下に複数枚積層してなる積層体をプラスチック製容器に収納したバックシート包装体の斜視図である。

30

【図2】図1AのI-I線矢視図である。

【図3】蓋ユニット部品の斜視図である。

【図4】全顔形状に成形された基材シートの平面図である。

【図5】全顔形状の基材シートを横方向及び縦方向に折り畳む、基材シートの折り畳み行程を示す説明図である。

【図6A】図5iのII-II線矢視図の模式図である。

【図6B】折り畳まれた基材シートの折り畳み上部が上方の折り畳まれた基材シートに挟まれた状態で上下に複数枚積層された積層体の断面図である。

【図7】全顔形状の基材シートを横方向及び縦方向に折り畳む、基材シートの折り畳み行程の別例を示す説明図である。

40

【図8】顔の下半部形状の基材シートを横方向及び縦方向に折り畳む、基材シートの折り畳み行程を示す説明図である。

【図9A】包装袋上部に設けられた取り出し口に置かれている、折り畳んだ顔全体形状のバックシートの左右に離れた状態にある摘み部の先端部を示す平面図である。

【図9B】包装袋上部に設けられた取り出し口に置かれている、折り畳んだ顔全体形状のバックシートの重なった状態にある摘み部の先端部を示す平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0019】

以下、本発明のポップアップ式のバックシート包装体の実施形態の一例を添付図面に従

50

って説明する。なお、前記ポップアップ式のパックシート包装体（以下、「パックシート包装体」という。）を収納する包装容器としては、気密性のあるフィルム製の包装袋、プラスチック製容器、カートン紙製容器、あるいはこれらの組合せなど、ウエットシートの包装容器として一般的に使用されている素材および構造であって、取出口である蓋ユニット部品を備えた包装容器が用いられる。

図1Aはパックシートを上下に複数枚積層してなる積層体を気密性のあるフィルム製の包装袋に収納したパックシート包装体の外観斜視図である。図1Bはパックシートを上下に複数枚積層してなる積層体をプラスチック製容器に収納したパックシート包装体の外観斜視図である。

#### 【0020】

前記フィルム製の包装袋は、携帯するのに便利のように、プラスチック製容器より横幅が小さく、高さが低くできているために、収納するパックシートの横幅が小さく、枚数が少ないものを入れるのに適している。好ましくは、ピロー包装袋、ガゼット包装袋などを例示できる。袋の包装材は、気密性を維持できるバリア性素材であれば、特段限定されず、各種樹脂フィルムや、金属層を有する積層フィルムなどを好ましく使用できる。一方、プラスチック製容器は、樹脂成形によって得られた容器であり、洗面台、化粧台等に据え置いて使うために、フィルム製の包装袋より横幅が大きく、高さが高くできているために、収納するパックシートの横幅が大きく、枚数が多いものを入れるのに適している。

#### 【0021】

包装容器としてフィルム製の包装袋にパックシートを収納したパックシート包装体を以下に説明する。図1A及び図1Bの符号1はパックシート包装体、符号2は包装容器（フィルム製の包装袋、プラスチック製容器）であり、3は蓋ユニット部品である。

図2は図1AのI-I線矢視図である。前記蓋ユニット部品3を備えた包装容器（包装袋）2の内部に、図2に示すようにパックシートを上下に複数枚積層してなる積層体4が収納されている。（この図では、パックシートの折り畳み構造は省略されている。）

前記包装体1は積層体4を収納する構造と基本的に同じものであり、例えば、特許文献7等で知られた構造のものを用いればよいので、その構造と相違する点を後述する。

#### 【0022】

図3は蓋ユニット部品3の斜視図である。蓋ユニット部品3は図3に示すように、基板5と、該基板5に設けたパックシートの円形取り出し口6と、該円形取り出し口6を覆って密閉することができる開閉自在な蓋体7とから構成される。円形取り出し口6を蓋体7によって密閉するための手段として、基板5の円形取り出し口6の周囲に嵌合受部8が設けられると共に、この嵌合受部8と相互に嵌合可能な嵌合部9が蓋体7に設けられている。嵌合受部8も嵌合部9も共に突起状の周囲壁を有している。一方の周囲壁の内方に他方の周囲壁が入り込むことにより嵌合状態が得られることで、包装容器（包装袋）2の気密性を保持している。

#### 【0023】

このようにして嵌合部9と嵌合受部8との嵌合により蓋体7が閉じられる。円形取り出し口6を密閉するためには、嵌合部9と嵌合受部8との嵌合状態を密にすればよい。嵌合部9及び嵌合受部8の形状は円輪状に形成するのが好ましい。

なお、パックシートの積層体4を収納する包装容器として包装袋を説明したが、この包装袋に代えてプラスチック製容器であっても上記構造は同じ構造のものを用いることができる。

#### 【0024】

前記基板5に設けた円形取り出し口6は、ポップアップ式によりパックシートを取り出し易い円形の形状を備えている。該ポップアップ式とは、1枚目のパックシートを完全に取り出したときに、2枚目のパックシートの上端部である摘み部が取り出し口の上方に飛び出す形式のものをいう。このポップアップ式によれば、常にパックシートの摘み部が取り出し口上方に飛び出した状態にあるので、パックシートをつかみ易く、従ってパックシートの取り出しが容易となるという利点がある。

10

20

30

40

50



## 【 0 0 2 5 】

顔全体を覆う場合の全顔パックシートを説明する。図 4 は顔全体のパック用シートの平面図である。

顔全体のパックシート 1 1 は、全顔形状に形成された基材シート 1 0 に液状化粧料が含まれたもので、該基材シート 1 0 の素材は不織布、織布等の繊維シート類が用いられるが、不織布が好ましい。従来のパックシートの形状と相違する点は、摘み部 1 2 が該顔形状の基材シート 1 0 のひたい、即ち、上端部の両端（以下、「上端部両端」という。）にその上端部先端より上方に突出して設けられている点、そして、摘み部 1 2 の基部に折り曲げ線 1 8（折り曲げ線 1 8 は後に説明する。図 4 参照）が設けられている点である。前記上端部先端は、図 4 a に示すようにひたいの中央の最も高い部位を意味している。

10

## 【 0 0 2 6 】

上記摘み部 1 2 は、その形状が先端円弧状の角（つの）形状であり、パックシート 1 1 を摘みやすくすると共に折り畳まれたパックシート 1 1 を展開し易くするために設けられている。そして、右の摘み部 1 2 の先端には切り目 1 3 が形成されており、その切り目 1 3 は、摘み部 1 2 を左手で把持するものであることを識別するために設けられている。前記折り曲げ線 1 8 は、パックシート 1 1 を顔面に貼着した後、該折り曲げ線 1 8 の位置で摘み部 1 2 を折り曲げ、目尻の位置へ該摘み部 1 2 を重ねて貼り付けるために設けられている。

## 【 0 0 2 7 】

符号 1 4 は顔の目の位置に設けられた逆 U 字状の切り離し線を示し、折り曲げ線 1 5 で左側に示すようにまぶた部 1 6 が下方向に折り曲げられている。右側も左側と同様にまぶた部 1 6 が下方向に折り曲げられており、パックシート 1 1 を顔面に装着する際には、前記まぶた部 1 6 を外側にして顔面に貼着することでフィット感が良好となる。そのために、前記切り目 1 3 を目印とすることで、ユーザーは切り目 1 3 のある摘み部 1 2 を左手で把持して貼着すれば前記まぶた部 1 6 が外側になる。

20

## 【 0 0 2 8 】

符号 1 7 は鼻に設けられたスリットであって、該スリット 1 7 は、パックシート 1 1 を顔面に装着した時に、突出した鼻の形状にパックシートを容易に密着させるために設けられたものである。図示はしていないが、基材シート 1 0 の外周にはパックシート 1 1 を顔面に装着した時に、顔の外形にパックシートが容易に密着させるために、複数のスリット

30

を設けることもできる。

符号 1 8 は、前記摘み部 1 2 の基部に設けられた折り曲げ線（例えば、不連続なスリット線）を示し、パックシート 1 1 を顔面に貼着した後、該折り曲げ線 1 8 の位置で摘み部 1 2 を折り曲げ、目尻の位置へ該摘み部 1 2 を重ねて貼り付ける。この重ねて貼り付けられた摘み部 1 2 は目尻の位置にあるので、目尻に液状化粧料を含浸しやすくする。そのためには、摘み部 1 2 が折り曲げ線 1 8 で折り曲げられたときに、先端円弧状の角形状の長さが目尻の位置に届く長さであることが好ましい。

## 【 0 0 2 9 】

符号 1 9 及び 2 0 は、基材シート 1 0 の横幅を凡そ 3 分割する折り畳み線を示し、符号 2 1 及び 2 2 は前記折り畳み線 1 9、2 0 とほぼ直交して設けた折り畳み線を示し、基材シート 1 0 の縦幅を凡そ 3 分割しているが、折り畳み線 2 2 は顎輪郭線と目上輪郭線の凡そ中間に位置している。なお、上記折り畳み線 1 9 ~ 2 2 は説明のために一点鎖線で折り畳む位置を示したが、実際には折り畳み機が自動的に基材シート 1 0 を折り畳むので、基材シート 1 0 上に折り畳み線 1 9 ~ 2 2 が表示されているわけではない。

40

## 【 0 0 3 0 】

最初に、前記パックシート 1 1 の積層体 4 を包装袋に収納するための、顔全体の形状の基材シート 1 0 の折り畳み行程を説明し、その後プラスチック包装容器に収納するための、顔全体の形状の基材シート 1 0 の折り畳み行程を説明し、最後に、下半部形状の基材シート 1 0 の折り畳み行程を説明する。

図 5 は、基材シートを横方向及び縦方向に折り畳む、基材シートの折り畳み行程を示す

50

説明図である。上述したように、前記フィルム製の包装袋は、携帯するのに便利なように、プラスチック製容器より横幅が小さく、高さが低くできているので、この折り畳み行程はフィルム製の包装袋、例えばピロー包装袋に収納する場合に用いることが好ましい。

図5 aに示す顔形状の基材シート10を折り畳み線に沿って折り畳み、図5 iに示す折り畳みが完成するまでを以下に順番を追って説明する。

#### 【0031】

最初に、図5 aの両方のまぶた部16を折り曲げ線15で折り曲げ、次に、図5 bに示すように基材シート10の右側の摘み部12を折り曲げ線20で折り曲げ、図5 cに示すように基材シート10を裏返しにする。図5 dに示すように左側の摘み部12を折り曲げ線19で折り曲げ、基材シート10を横方向に断面視でZ字状に折り畳む(「Z折り」という)。次に、図5 eに示すように左側の摘み部12を頭上に向かって凡そ30°に折り返し、図5 fに示すように基材シート10を裏返しにして、右側の摘み部12を頭上に向かって凡そ30°に折り返す。

10

#### 【0032】

図5 gに示すように顎部分を横方向に折り畳まれて形成された折り曲げ線19、20と交差して折り曲げ線22で縦方向に折り畳まれ、図5 hに示すように基材シート10の上下を逆転して裏返しにして、下側の摘み部を横方向に折り畳まれて形成された折り曲げ線19、20と交差して折り曲げ線21で縦方向に折り畳まれ、基材シート10が図5 iに示すように両摘み部12の先端部が、重ならない状態で折り畳まれた基材シート10の縦中央に位置して折り畳まれて完成する。図5 iの符号40は、基材シート10の摘み部12の重なった取り出し部であり、該取り出し部40は、包装容器(包装袋)2に積層された基材シート10が収納された後に、液状化粧料が含浸されてパックシート11となり、そのパックシート11を指で把持して取り出す部位を示すものである。

20

#### 【0033】

なお、図5 e及び図5 fに示したように、摘み部12を頭上に向かって凡そ30°に折り返す行程を説明したが、本発明は、この行程に限定されるものではない。摘み部12を頭上に向かって凡そ50°に折り返すことで、左右側の摘み部12、12の先端部同士は重なった状態になるので、左右側の摘み部12、12の先端部が取り出し部40となり、左右側の摘み部12、12を指で同時に把持できるので、左右側の摘み部12、12の一方の摘み部12だけを指で把持して取り出す恐れがなくなる。従って、左右側の摘み部12、12の先端部同士が重なった状態に折り返して折り畳むことが好ましい。図5 iに示したように、両摘み部12の先端部が基材シート10の縦中央に位置して折り畳まれることが重要であるから、摘み部12の長さが短ければ図5 e及び図5 fに示したような折り返しを行う必要がない。しかしながら、上述したように左右側の摘み部12、12を指で同時に把持できるようにするために、左右側の摘み部12、12の先端部同士が重なった状態に折り返して折り畳むことが好ましい。

30

#### 【0034】

図6 Aは図5 iのII-II線矢視図の模式図である。図6 Aは完成した縦方向の折り畳み構造が断面視でZ字状のZ折り構造であることを示している。ここで、該基材シート10が横方向に折り畳まれ、その後縦方向に折り畳まれた上の部位を「折り畳み上部」、中間の部位を「折り畳み中間部」、下の部位を「折り畳み下部」と定義する。従って、符号31は折り畳み上部を示し、符号32は折り畳み中間部を示し、符号33は折り畳み下部を示している。

40

図5の折り畳み行程から分かるように、前記「折り畳み上部」は、横方向に折り畳まれた後に縦方向に折り畳まれた、主に摘み部を含むものであり、その摘み部を備える折り畳み上部の先端部が折り畳まれた基材シート10の縦中央に位置して折り畳まれており、前記「折り畳み中間部」は、折り曲げ線21と22の間の主に目、鼻の部位を含むものであり、前記「折り畳み下部」は、折り曲げ線22の下の主に口、顎の部位を含むものである。

#### 【0035】

50

図6Bは折り畳まれた基材シート10の折り畳み上部31が上方の折り畳まれた基材シート10に挟まれた状態で上下に複数枚積層された積層体4の断面図の模式図である。

前記積層体4の最上位のバックシート11は、図5に示す折り畳み方で折り畳まれており、該積層体の他のバックシート11は上記積層体の最上位のバックシート11と同様にして折り畳まれており、各折り畳まれたバックシート11の折り畳み上部31が上方の折り畳み下部33に載置されている。詳細には、上記折り畳み下部33と折り畳み中間部32に挟まれた状態で上下に複数枚積層して積層体4を形成している。換言すれば、積層体4は、該積層体4の最上位のバックシートと同様にして他のバックシート11が折り畳まれており、各折り畳まれたバックシートの折り畳み上部が上方の折り畳まれたバックシートの折り畳み下部に載置された状態で積層されている。

10

上記基材シート10は、包装容器(包装袋)2に収納された積層体をパック用化粧液で含浸することでバックシートとして使用する。

#### 【0036】

次に、プラスチック製容器に収納するための、基材シート10の折り畳み行程を説明する。

図7は、基材シートを横方向及び縦方向に折り畳む、基材シートの折り畳み行程の他の例を示す説明図である。

上述したように、プラスチック製容器は、洗面台、化粧台等に据え置いて使うために、フィルム製の包装袋より縦横の幅が大きく、高さが高くできているので、この折り畳み行程はプラスチック製容器に収納する場合に用いることが好ましい。

20

図7aに示す顔形状の基材シート10を折り畳み線に沿って折り畳み、図7hに示す折り畳みが完成するまでを以下に順番を追って説明する。

#### 【0037】

図7aに示すように、図7aの折り畳み線19、20との間の間隔、そして、折り畳み線21、22との間の間隔は、図5aのその間隔より広く形成されている。

最初に図7aの両方のまぶた部16を折り曲げ線15で折り曲げ、次に、図7bに示すように基材シート10の右側の摘み部12を折り曲げ線20で折り曲げ、図7cに示すように基材シート10を裏返しにする。図7dに示すように基材シート10の左側の摘み部12を折り曲げ線19で折り曲げ、基材シート10を横方向にZ折りで折り畳む。次に、図7eに示すように顎部分を折り曲げ線22で縦方向に折り畳み、図7fに示すように基材シート10の上下を逆転して、図7gに示すように下側の摘み部を折り曲げ線21で縦方向に折り畳むことで、基材シート10が縦方向にZ折りで折り畳まれる。基材シート10が図7hに示すように両摘み部12の先端部が、重ならない状態で折り畳まれた基材シート10の縦中央に位置して折り畳まれて完成する。図7hの符号40は、基材シート10の摘み部12の重なった取り出し部であり、該取り出し部40は、包装容器(包装袋)2に積層された基材シート10が収納された後に、液状化粧料が含浸されてバックシート11となり、そのバックシート11を指で把持して取り出す部位を示すものである。

30

#### 【0038】

なお、図7に示したように、プラスチック製容器に収納する基材シート10の折り畳み行程を説明したが、基材シート10の折り畳み行程はこの行程に限定されるものではない。図7hに示すように摘み部12、12の先端部が重ならず左右に離れた状態になっているが、重なった状態で折り畳まれることが好ましい。そのためには、図7bで右側の摘み部12を折り曲げ線20で折り曲げ、図7dで基材シート10の左側の摘み部12を折り曲げ線19で折り曲げるのを、折り曲げ線20を凡そ10°右に傾けて折り曲げ、曲げ線19凡そ10°左に傾けて折り曲げることで、左右側の摘み部12、12の先端部同士は重なった状態になり、左右側の摘み部12、12の先端部が取り出し部40となり、左右側の摘み部12、12を指で同時に把持できるので、左右側の摘み部12、12の一方の摘み部12だけを指で把持して取り出す恐れがなくなる。従って、左右側の摘み部12、12の先端部同士が重なった状態に折り返して折り畳むことが好ましい。

40

#### 【0039】

50

最後に、下半部形状の基材シート10の折り畳み行程を説明する。

図8は、基材シートを横方向及び縦方向に折り畳む、基材シートの折り畳み行程を示す説明図である。そして、図8aは顔下半部の基材シート10の形状の平面図である。

図8aから分かるように、基材シート10の下半部形状は、図4のまぶた部16から下の口、顎を中心とした部位を被覆するために形成されたものである。前記基材シートの摘み部26は、その先端が略円形の山形状であり、上記下半部形状の基材シート10の鼻を囲む両端部の上端部先端より上方に突出して設けられているので、バックシート11が摘み易く、展開し易い構成である。該摘み部26が上記全顔形状又は上半部形状の摘み部12と異なる点は、その長さが短い点である。

【0040】

図8aの符号23及び24は、基材シート10の横幅を凡そ3分割する折り畳み線を示し、符号25は、前記折り畳み線23、24とほぼ直交して設けた折り畳み線を示し、基材シート10の縦幅を凡そ4分割した鼻の下に位置している。基材シート10の上端部両端にその先端より上方に突出した摘み部26を備え、該摘み部26は、その形状が半円形状であり、バックシート11を摘みやすくすると共に折り畳まれたバックシート11を展開し易くするために設けられている。そして、その両摘み部26に円形状の小孔27が設けられており、この小孔27は、手で基材シート10を摘む際に、手で摘む摘み部26であることが分かり易くするために設けられているものである。

【0041】

最初に、図8bに示すように基材シート10の右側の頬部分を折り曲げ線24で折り曲げ、図8cに示すように基材シート10を裏返しにする。図8dに示すように左側の頬部分を折り曲げ線23で折り曲げ、基材シート10を横方向にZ折りで折り畳む。次に、折り曲げ線25で縦方向に谷折りで折り畳まれ、図8eに示すように両摘み部26の先端部が、重ならない状態で折り畳まれた基材シート10の縦中央に位置して折り畳まれて完成する。従って、折り畳まれた下半部形状の基材シート10は、折り畳み上部31と折り畳み下部33から成っている。図8eの符号40は、基材シート10の摘み部12の重なった取り出し部であり、該取り出し部40は、包装容器(包装袋)2に積層された基材シート10が収納された後に、液状化粧料が含浸されてバックシート11となり、そのバックシート11を取り出す部位を示すものである。

【0042】

なお、図8に示したように、下半部の基材シート10の折り畳み行程を説明したが、下半部の基材シート10の折り畳み行程はこの行程に限定されるものではない。図8eに示すように摘み部12、12の先端部が重ならずに左右に離れた状態になっているが、重なった状態で折り畳まれることが好ましい。そのためには、図8bで右側の摘み部12を折り曲げ線24で折り曲げ、図8dで基材シート10の左側の摘み部12を折り曲げ線23で折り曲げるのを、折り曲げ線24を凡そ10°右に傾けて折り曲げ、曲げ線23を凡そ10°左に傾けて折り曲げることで、左右側の摘み部12、12の先端部同士は重なった状態になるので、左右側の摘み部12、12の先端部が取り出し部40となり、左右側の摘み部12、12を指で同時に把持できるので、左右側の摘み部12、12の一方の摘み部12だけを指で把持して取り出す恐れがなくなる。従って、左右側の摘み部12、12の先端部同士が重なった状態に折り返して折り畳むことが好ましい。

【0043】

上述したように、下半部形状の基材シート10の横方向の折り畳み行程は、顔全体形状の折り畳み行程と同様にZ折りであるが、縦方向の折り畳み行程は、下半部形状の基材シート10が谷折りであるのに対して、顔全体形状の基材シート10がZ折りである点で相違し、そのために下半部形状の基材シート10の積層体の積層構造が顔全体形状の基材シート10と相違し、摘み部26の方向が左右交互に積層されている。換言すれば、顔全体形状の基材シート10は、バックシート11の折り畳み上部31がその上のバックシートの折り畳み下部33に載置されてはいるが、詳細には該折り畳み下部33と折り畳み中間部32に挟まれた状態で積み重ねられて積層体を形成しているのに対して、下半部形状の

10

20

30

40

50

基材シート 10 は、折り畳み上部 31 がその上のパックシートの折り畳み下部 33 に載置された状態で積み重ねられて積層体を形成している。

【0044】

図示していないが、基材シート 10 の上半部形状は、図 4 のまぶた部 16 から上の目、額を中心とした部位を被覆するために形成されたもので、図 4 と同様に摘み部 12 が顔形状の上端部両端にその上端部先端より上方に突出して設けられている。上半部形状の基材シート 10 の折り畳み行程は、上記下半部の折り畳み行程と同様に横方向に対して Z 折り、縦方向に対して谷折りであるが、包装袋に収納する場合には、摘み部 12 を図 5 e 及び図 5 f で示した折り畳み行程を用いる点が違うだけである。

上述では、パックシート基材を折り畳んでから、液状化粧料を含浸する場合を例にとって説明してきたが、逆に、先にパックシート基材に液状化粧料を含浸してから、折り畳み、積層する方法も採ることができる。

【0045】

図 9 A は包装袋上部に設けられた取り出し口に置かれている、折り畳んだ顔全体形状のパックシート 11 の左右に離れた状態にある摘み部 12 の先端部を示す平面図である。

図 9 B は包装袋上部に設けられた取り出し口に置かれている、折り畳んだ顔全体形状のパックシート 11 の重なった状態にある摘み部 12 の先端部を示す平面図である。

該パックシート 11 を包装容器（包装袋）2 から取り出して展開して、顔に貼り付けるまでの行程の概要を説明し、パックシート 11 を一枚ずつの取り出す操作、その後の折り畳まれたパックシート 11 を展開する操作を詳細に説明する。なお、図 6 B の積層体 4 の断面図を必要に応じて参照して説明を行う。

【0046】

最初に、図 9 A に基づいてパックシート 11 の摘み部を指で把持して摘み上げる行程の概要を説明する。

包装容器（包装袋）2 に設けられた蓋体 7 を上方に開くと、密閉状態にあった嵌合部 9 が嵌合受部 8 から分離されて円形取り出し口 6 が現れ、その円形取り出し口 6 に図 9 A に示す折り畳まれた状態のパックシート 11 が視認できる。そのパックシート 11 の摘み部 12 の先端部は左右に離れた状態にある。その摘み部 12 の重なった部位である取り出し部 40 が、円形取り出し口 6 から摘み上げられる位置に置かれているので、左右何れかの指で包装容器（包装袋）2 を支えて左右何れかの親指と人差し指で摘み部 12 の重なった取り出し部 40 を摘み上げ、パックシート 11 の折り畳み下部 33 の末端が現れるまで上方に引っ張り上げる。

【0047】

包装容器（包装袋）2 に設けられた蓋体 7 を上方に開くと、密閉状態にあった嵌合部 9 が嵌合受部 8 から分離されて円形取り出し口 6 が現れ、その円形取り出し口 6 に図 9 A に示す折り畳まれた状態のパックシート 11 が視認できる。そのパックシート 11 の摘み部 12 の先端部は重なった状態にある。その摘み部 12 の重なった部位、即ち重なった先端部である取り出し部 40 が、円形取り出し口 6 から摘み上げられる位置に置かれているので、左右何れかの指で包装容器（包装袋）2 を支えて左右何れかの親指と人差し指で摘み部 12 の重なった取り出し部 40 を摘み上げ、パックシート 11 の折り畳み下部 33 の末端が現れるまで上方に引っ張り上げる。

ここで、上記「取り出し部 40 が、円形取り出し口 6 から摘み上げられる位置に置かれている」の「位置」は、取り出し部 40 が円形取り出し口 6 から指で摘み上げられる位置に置かれていれば何れの場所でも良いが、凡そ中央付近に置かれていれば摘み上げやすいので、中央付近の位置が好ましい位置である。

【0048】

図 6 B に示すように、前記パックシート 11 が縦方向に Z 折りに折り畳まれているので、該摘み部 12 が上方に引っ張り上げられると、続いて折り畳み中間部 32 が展開して、次に、折り畳み下部 33 がその上に載置している次の摘み部 12 を付着力により一緒に円形取り出し口 6 から引っ張り上げるが、その上に載置している次のパックシートの折り畳

10

20

30

40

50

み上部 3 1 が嵌合受部 8 の半円形で直角の下端内周部 8 a に当接することで摩擦力が生じて、次の折り畳み上部 3 1 が引っ張り上げられているパックシート 1 1 から分離され、前記パックシート 1 1 が容易に取り出される。次に、取り出したパックシート 1 1 の切り目 1 3 のある摘み部 1 2 を左手で、他の摘み部 1 2 を右手で把持して左右方向に引っ張ると、図 4 に示したまぶた部 1 6 を外側にして顔面に貼着できるように、折り畳まれたパックシート 1 1 がスムーズに展開されるので、それを顔面に密着させながら貼着させる。

使用開始後、先のシートと分離された次のパックシートの折り畳み上部 3 1 は、円形取り出し口内にゆっくりと落下して摘み部 1 2 の重なった取り出し部 4 0 が凡そ半円形状の浮いた状態で円形取り出し口から摘み上げられる位置に置かれている。それ故に、次にパックシート 1 1 を取り出す際に、上記浮いた状態の取り出し部 4 0 を指で把持することが容易にできる。

10

#### 【 0 0 4 9 】

次に、パックシート 1 1 を一枚ずつ取り出す操作を説明する。

前記左右何れかの親指と人差し指で摘み部 1 2 の重なった取り出し部 4 0 を摘み上げ、パックシート 1 1 の折り畳み下部 3 3 が現れるまで上方に引っ張り上げると、該折り畳み下部 3 3 の下半分の上に貼着している次のパックシート 1 1 の折り畳み上部 3 1 が、嵌合受部 8 の半円形で直角の下端内周部 8 a に当接することで、前記付着力より大きい直角の下端内周部 8 a の摩擦力により、前記次の折り畳み上部 3 1 が前記折り畳み下部 3 3 から分離されて、指で折り畳み上部 3 1 の摘み部 1 2 を把持した状態で一枚のパックシート 1 1 が取り出される。そして、上記次の折り畳み上部 3 1 は、前記取り出し口 6 の半円形で直角の下端内周部 8 a に当接することで凡そ半円形状の形状となり、ゆっくりと落下して浮いた状態で円形取り出し口から摘み上げられる位置に置かれている。それ故に、次にパックシート 1 1 を取り出す際に、上記半円形状の浮いた状態の取り出し部 4 0 を指で把持することが容易にできる。

20

#### 【 0 0 5 0 】

なお、上記上半部形状及び下半部形状のパックシート 1 1 は、縦方向に谷折りに折り畳まれているので、摘み部 1 2、2 6 は、摩擦力により次の折り畳み上部 3 1 が折り畳み下部 3 3 から分離されて、ゆっくりと落下して摘み部 1 2、2 6 の重なった取り出し部 4 0 が凡そ半円形状の浮いた状態で円形取り出し口から摘み上げられる位置に置かれている。それ故に、次にパックシート 1 1 を取り出す際に、上記半円形状の浮いた状態の取り出し部 4 0 を指で把持することが容易にできる。

30

#### 【 0 0 5 1 】

上述したことから、ポップアップ式のパックシート包装体は、取り出し部 4 0 を摘み上げることで、湿潤状態にあるパックシート間の付着力より大きい摩擦力により次の摘み部 1 2 が、前記折り畳み下部 3 3 から分離すると同時に凡そ取り出し口 6 の形状となり、浮いた状態で円形取り出し口内に置く機能を備えていることが分かる。

#### 【 0 0 5 2 】

最後に、折り畳まれたパックシート 1 1 を展開する操作を説明する。

取り出したパックシート 1 1 の切り目 1 3 のある摘み部 1 2 を左手で、他の摘み部 1 2 を右手で把持して左右方向に引っ張るが、上述したように、前記摘み部 1 2 は顔形状の上端部両端にその上端部先端より上方に突出して設けられており、且つ、パックシート 1 1 は横方向に Z 折りに折り畳まれているので、該摘み部を左右方向に引っ張る張力が、高粘度の液状化粧料の使用により粘着力が大きいとしても、その粘着力よりはるかに大きい張力が働くので、パックシート 1 1 を横方向に展開する操作を容易に行うことができる。

40

上述したことから、ポップアップ式のパックシート包装体は、摘み部 1 2 が上端部両端にその上端部先端より上方に突出して設けられており、且つ、パックシート 1 1 が横方向に Z 折りに折り畳まれていることで、該摘み部を左右方向に引っ張る張力が、粘着力よりはるかに大きい張力が働く機能を備えていることが分かる。

#### 【 0 0 5 3 】

以上述べたように、ポップアップ式のパックシート包装体の包装構造によれば、最上部

50

のバックシートの取り出し部 4 0 を摘み上げることで、付着力より大きい摩擦力により次の摘み部 1 2 が前記折り畳み下部 3 3 から分離すると同時に取り出し口 6 から視認できる場所に位置し、順繰りにバックシートを取り出すことが可能となる。そして、摘み部 1 2 が顔形状の上端部両端にその上端部先端より上方に突出して設けられており、且つ、バックシート 1 1 が横方向に Z 折りに折り畳まれていることで、該摘み部を左右方向に引っ張る張力が、粘着力よりはるかに大きく働く機能を有するものであり、顔面に装着できる状態となるまで展開が容易となる。

【 0 0 5 4 】

なお、上記の実施形態では取り出し口 6 の形状を円形として説明したが、本発明の取り出し口 6 の形状はこれに限定されるものではなく、積層体の大きさに応じて正方形、長方形等の形状であっても良い。例えば、取り出し口 6 の形状が長方形の場合には、上記次の摘み部 1 2 が前記長方形で直角の下端内周部 8 a に当接することで長方形の形状となり、ゆっくりと落下して摘み部 1 2 の重なった取り出し部 4 0 が長方形の浮いた状態で取り出し口から摘み上げられる位置に置かれている。

10

【 0 0 5 5 】

そして、上記顔全体及び上顔のバックシートの実施形態では、その摘み部 1 2 が該顔全体及び上半部の上端部両端にその先端より上方に突出した状態の形状の例として、先端円弧状の角形状の例を示したが、本発明の摘み部の形状はこの形状に限定されるものではなく、上端部の両端にその上端部先端より上方に突出した状態の形状のものであれば、例えば、長方形、正方形、半楕円形状等の様々な形状が利用できる。その摘み部 1 2 の長さは摘み部 1 2 が折り曲げ線 1 8 で折り曲げられたときに、先端円弧状の角形状の長さが目尻の位置に届く長さが好ましい。

20

更に、右の摘み部 1 2 の先端に切り目 1 3 が形成されるとして説明したが、当然のことながら左の摘み部 1 2 の先端に形成しても良いし、また、切り目 1 3 に限定するものではなく、左であることを示す目印、例えば、小孔のような形状のものやカラーマークのような識別できるものであれば何でも良い。

【 0 0 5 6 】

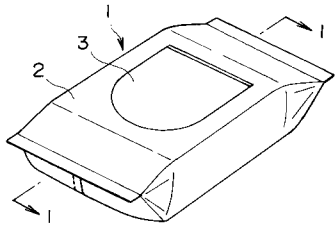
上記下顔のバックシートの実施形態では、その摘み部 1 2 が下半部形状の上端部両端にその先端より上方に突出した形状であり、その形状の例として、半円形状の例を示したが、本発明の摘み部の形状はこの形状に限定されるものではなく、上端部の両端にその先端より上方に突出した形状のものであれば、例えば、長方形、正方形、半楕円形状等の様々な形状が利用できる。ただし、下半部形状のバックシート 1 1 は、まぶた部 1 6 から下の口、顎を中心とした部位を被覆するために形成されたものであるから、当然のことながら、その摘み部 1 2 の長さは短くて良い。

30

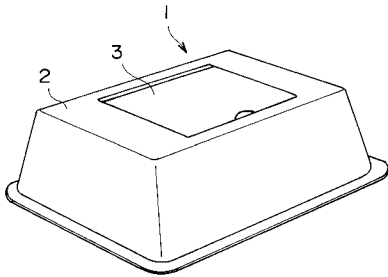
【 0 0 5 7 】

なお、本発明において、乾燥基材シートに対する液状化粧料の好ましい含浸量は、50重量%～500重量%程度である。

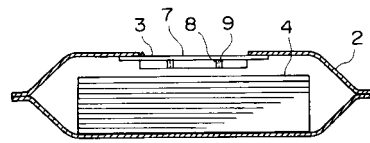
【図1A】



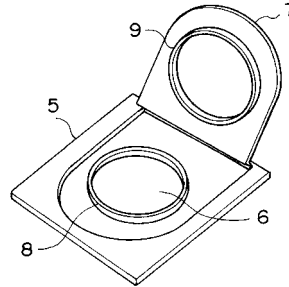
【図1B】



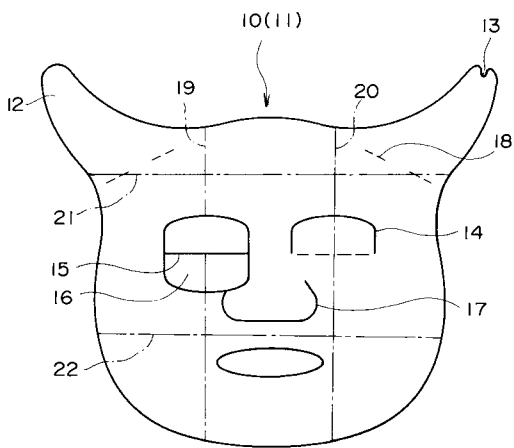
【図2】



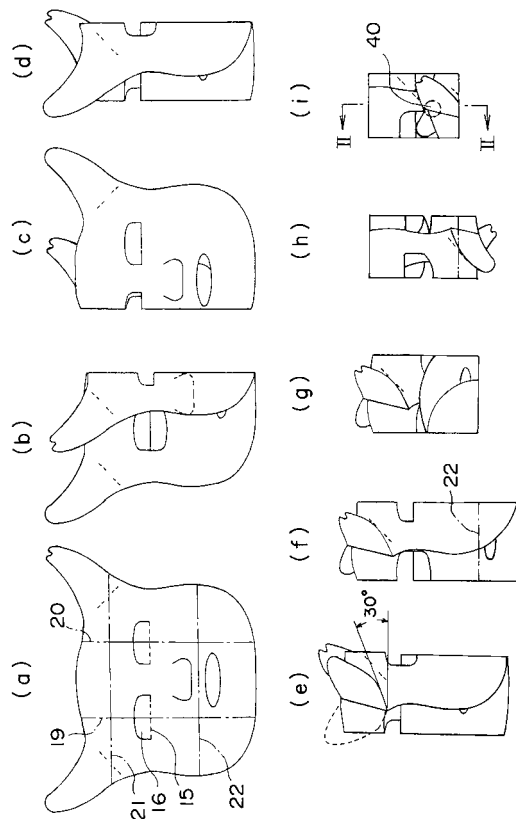
【図3】



【図4】

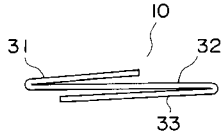


【図5】

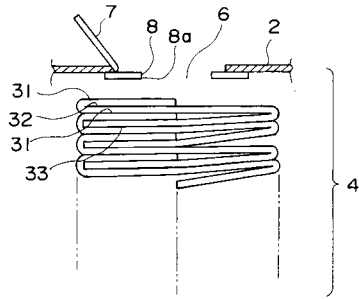




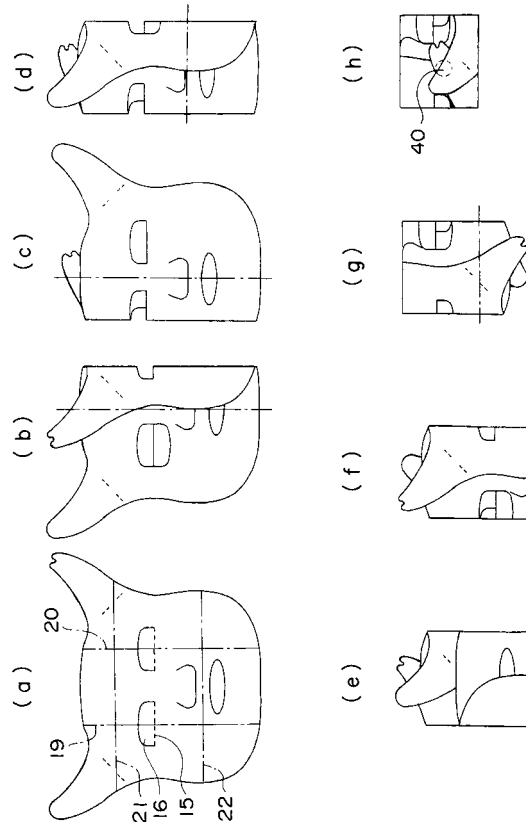
【図 6 A】



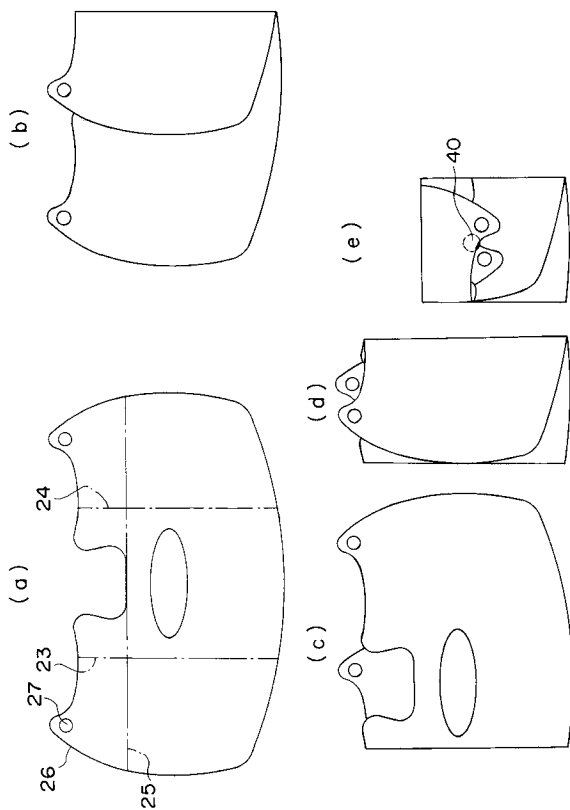
【図 6 B】



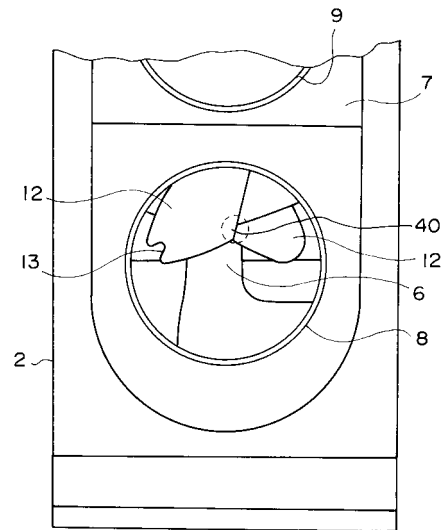
【図 7】



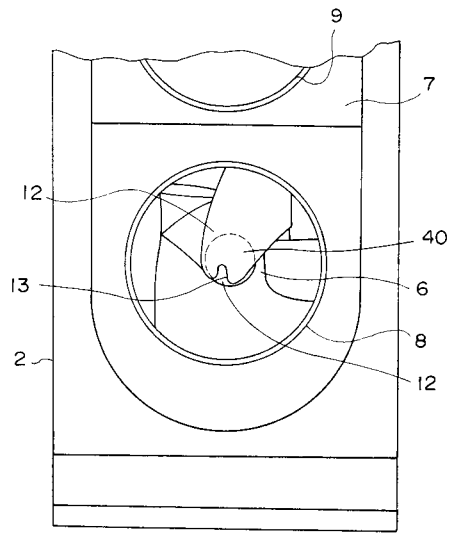
【図 8】



【図 9 A】



【図9B】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2009-078828(JP,A)  
特開2000-325143(JP,A)  
特開2004-097785(JP,A)  
特開平08-198350(JP,A)  
国際公開第2009/110325(WO,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B 6 5 D	8 3 / 0 8
A 4 5 D	4 4 / 1 2
A 4 5 D	4 4 / 2 2
A 6 1 K	8 / 0 2
A 6 1 Q	1 / 0 0